

平成 22 年度 予算決算常任委員会

病院事業庁長補充説明

1. 平成21年度収支(収益・資本)の状況
 - (1) これまでの経営改善の取組 1 頁
 - (2) 収益的収支 1 頁
 - (3) 資本的収支 3 頁
 - (4) 患者数と診療単価 4 頁
 - (5) 一般会計繰入金 5 頁

2. 平成22年度の取組について
 - (1) 「当面の運営方針」による病院経営 7 頁
 - (2) 医師確保のための取組 8 頁
 - (3) 看護師確保のための取組 10 頁

3. 過年度医業未収金対策について 12 頁

平成 22 年 10 月 1 日

病 院 事 業 庁

1. 平成21年度収支（収益・資本）の状況

(1) これまでの経営改善の取組

① 県立病院の経営

病院事業庁では、平成10年度から2次6ヶ年にわたる経営健全化の取組に引き続き、平成16年度からは「三重県病院事業中期経営計画（平成16～19年度）」を策定し、県立病院の役割を果たすべく、全職員参画型の病院経営に取り組んできました。

② 病院運営を取り巻く環境

しかしながら、新しい医師臨床研修制度の導入や度重なる診療報酬の引き下げ等、病院運営を取り巻く環境が著しく変化するなか、特に医師不足の影響により、病院機能が十分に発揮できなくなり、一部の病院においては、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、厳しい経営状況が続いています。

③ 県立病院改革

このような状況のなか、県においては、県立病院の役割・機能や経営形態等について検討が行われ、平成22年3月には「県立病院改革に関する基本方針」が決定されました。

④ 当面の運営方針

一方、病院事業庁におきましても、平成20年度からは、当該年度にかかる重点取組や目標値を示した「当面の運営方針」を作成し、県民に良質な医療を継続的に提供できるよう病院経営の改善に取り組んでいます。

(2) 収益的収支

収入については、医業収益が志摩病院の減収等により、前年度より約3千万円減少しましたが、医業外収益を加えた経常収益は、前年度より約5千5百万円増加し、176億8,866万5,507円となりました。

一方、支出では、医業費用が経費、減価償却費等の減により前年度と比べ約7千万円減少し、医業外費用を加えた経常費用は、前年度より約1億3千4百万円減少し、185億7,126万6,259円となりました。

その結果、これらを差し引きした経常損益は、前年度より約1億9千万円改善したものの、8億8,260万752円の赤字となっています。

また、退職給与引当金1億3,490万4,000円を特別損失として計上した結果、純損失は10億1,750万4,752円となりました。

これにより累積欠損金は、57億5,320万1,389円となっています。

なお、病院別では、こころの医療センターを除く3病院においては、赤字収支となっています。

【表1】収益的収入及び支出

(単位：円)

	平成20年度決算	平成21年度決算	前年比 H21-H20
①病院事業収益 A+B+C	17,632,798,859	17,688,665,507	55,866,648
医業収益 A	13,744,485,244	13,713,662,627	▲ 30,822,617
うち入院収益	9,790,375,464	9,783,546,673	▲ 6,828,791
うち外来収益	3,640,054,715	3,615,408,034	▲ 24,646,681
医業外収益 B	3,888,313,615	3,975,002,880	86,689,265
うち繰入金	3,719,816,000	3,744,291,438	24,475,438
ア 経常収益 A+B	17,632,798,859	17,688,665,507	55,866,648
特別利益 C	0	0	0
②病院事業費用 D+E+F	18,976,546,380	18,706,170,259	▲ 270,376,121
医業費用 D	17,472,815,731	17,401,945,805	▲ 70,869,926
うち給与費	9,684,215,841	9,692,512,537	8,296,696
うち材料費	3,420,106,545	3,431,346,841	11,240,296
うち経費	2,845,608,958	2,817,083,006	▲ 28,525,952
うち減価償却費	1,422,002,262	1,381,990,054	▲ 40,012,208
医業外費用 E	1,232,757,649	1,169,320,454	▲ 63,437,195
イ 経常費用 D+E	18,705,573,380	18,571,266,259	▲ 134,307,121
特別損失 F	270,973,000	134,904,000	▲ 136,069,000
経常損益 アーイ	▲ 1,072,774,521	▲ 882,600,752	190,173,769
当年度純損益 ①-②	▲ 1,343,747,521	▲ 1,017,504,752	326,242,769

【表2】病院別の収益的収支状況

(単位：百万円)

	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院経営室	合計
①病院事業収益 A+B+C	9,251	3,313	782	4,175	168	17,689
医業収益 A	7,634	2,303	470	3,306	0	13,714
うち入院収益	5,247	1,962	265	2,309	0	9,784
うち外来収益	2,206	311	170	928	0	3,615
医業外収益 B	1,617	1,010	312	869	168	3,975
うち繰入金	1,547	985	310	753	151	3,744
ア 経常収益 A+B	9,251	3,313	782	4,175	168	17,689
特別利益 C	0	0	0	0	0	0
②病院事業費用 D+E+F	9,636	3,037	793	5,073	168	18,706
医業費用 D	8,896	2,875	773	4,693	166	17,402
うち給与費	4,523	1,889	457	2,682	141	9,693
うち材料費	2,339	198	98	795	0	3,431
うち経費	1,311	472	161	854	18	2,817
うち減価償却費	676	306	55	342	3	1,382
医業外費用 E	726	162	20	260	2	1,169
イ 経常費用 D+E	9,621	3,037	793	4,952	168	18,571
特別損失 F	14	0	0	121	0	135
経常損益 アーイ	▲ 371	276	▲ 11	▲ 778	0	▲ 883
当年度純損益 ①-②	▲ 385	276	▲ 11	▲ 898	0	▲ 1,018

*百万円未満四捨五入のため、合計や差額が合わない場合があります。

(3) 資本的収支

収入としては、企業債及び県費負担金等で、31億2,495万9,000円を受け入れました。また、支出としては、病院の増改築や資産購入、企業債の償還金等に充てるため、36億513万950円を支出しました。なお、収入と支出との差額、4億8,017万1,950円については、内部留保資金により充当いたしました。

施設及び設備の整備の主なものは、総合医療センターのガンマカメラ等の高度医療機器の導入、こころの医療センターの認知症病棟保護室整備等を行い、病院事業庁全体で3億7,772万8,942円を執行しました。

【表3】資本的収入及び支出

	H20年度決算	H21年度決算	前年対比 H21-H20
③資本的収入	1,959,253,000	3,124,959,000	1,165,706,000
うち企業債	1,143,000,000	2,125,000,000	982,000,000
うち県費負担金	804,093,000	885,280,000	81,187,000
うち長期借入金	0	0	0
④資本的支出	2,603,376,103	3,605,130,950	1,001,754,847
うち建設改良費	494,272,737	377,728,942	▲ 116,543,795
うち企業債償還金	1,978,157,339	3,199,452,008	1,221,294,669
うち長期借入金償還金	0	0	0
資本的収支 ③-④	▲ 644,123,103	▲ 480,171,950	163,951,153

【表4】病院別の資本的収支状況

	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院経営室	合計
③資本的収入	987	270	70	1,684	114	3,125
うち企業債	518	88	15	1,504	0	2,125
うち県費負担金	468	182	55	180	0	885
うち長期借入金	0	0	0	0	0	0
④資本的支出	1,286	371	103	1,817	29	3,605
うち建設改良費	211	95	17	54	1	378
うち企業債償還金	1,075	276	86	1,763	0	3,199
うち長期借入金償還金	0	0	0	0	0	0
資本的収支 ③-④	▲ 299	▲ 101	▲ 33	▲ 132	86	▲ 480

*百万円未満四捨五入のため、合計や差額が合わない場合があります。

(4) 患者数と診療単価

患者数の状況は、入院患者数が延べ326,377人(1日平均894人)、外来患者数が延べ300,349人(1日平均1,241人)となり、前年度と比べて入院患者数は12,558人の減少、外来患者数は41,621人の減少となりました。

患者数減少の主な要因は、医師不足に伴う診療体制の縮小等によるものです。

一方、診療単価は、入院単価が29,976円、外来単価が12,037円となり、前年度と比べて入院単価が1,090円の増加、外来単価が1,393円の増加となりました。

【表5】患者数・診療単価の状況

(単位:人)

	年延べ入院患者数				年延べ外来患者数			
	H20	H21	増減	比率	H20	H21	増減	比率
総合医療センター	107,846	102,564	▲ 5,282	95.1%	151,368	141,164	▲ 10,204	93.3%
こころの医療センター	120,019	122,468	2,449	102.0%	53,037	56,551	3,514	106.6%
一志病院	11,213	11,552	339	103.0%	19,386	20,178	792	104.1%
志摩病院	99,857	89,793	▲ 10,064	89.9%	118,179	82,456	▲ 35,723	69.8%
合計	338,935	326,377	▲ 12,558	96.3%	341,970	300,349	▲ 41,621	87.8%

(単位:円)

	診療単価 (入院)				診療単価 (外来)			
	H20	H21	増減	比率	H20	H21	増減	比率
総合医療センター	47,865	51,158	3,293	106.9%	13,714	15,624	1,910	113.9%
こころの医療センター	14,940	16,024	1,084	107.3%	5,359	5,508	149	102.8%
一志病院	23,437	22,939	▲ 498	97.9%	8,593	8,429	▲ 164	98.1%
志摩病院	25,761	25,716	▲ 45	99.8%	9,421	11,259	1,838	119.5%
合計	28,886	29,976	1,090	103.8%	10,644	12,037	1,393	113.1%

(5) 一般会計繰入金

高度医療や不採算医療など経営収入をもって充てることが適切でない経費等については、経営収支の状況にかかわらず、国の示す基準に基づいて必要な費用を一般会計から繰り出すことができます。

本県の繰入金については、平成16年度からの中期経営計画において繰入基準の見直しを行い、県立病院の役割・機能を果たすための経費として、客観的な積算基準を定め、その基準に従い繰り入れられています。

なお、県民にご理解いただくため、繰入項目に係る金額や積算を含めた実績値を毎年公表し、透明性の向上に努めています。

【表6】一般会計繰入金の内訳

(単位:百万円)

繰入項目	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院経営室	合計
項目1 人材育成に要する経費	264	45	21	71	—	401
項目2 救急医療の確保に要する経費	381	40	24	110	—	555
項目3 保健衛生行政事務に要する経費	77	36	0	30	120	263
災害対策に要する経費	34	8	—	26	—	67
感染症対策に要する経費	36	1	0	3	0	40
院内保育所運営に要する経費	7	13	—	—	—	21
老人痴呆疾患センター運営に要する経費	—	2	—	—	—	2
医療行政に要する経費	—	—	—	—	119	119
へき地医療に要する経費	—	—	—	2	—	2
医療観察法、鑑定入院に要する経費	—	12	—	—	—	12
項目4 経営基盤強化対策に要する経費	165	72	248	98	15	598
不採算地区に立地することにより要する経費	—	—	230	—	—	230
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	6	2	1	4	8	20
共済組合追加費用の負担に要する経費	159	70	17	94	7	347
項目5 高度医療に要する経費	149	—	—	133	—	281
項目6 特殊医療に要する経費	96	63	3	43	—	205
未熟児収容部門に要する経費	58	—	—	32	—	90
リハビリテーションに要する経費	37	—	—	12	—	49
生活指導、訪問指導に要する経費	—	—	3	—	—	3
アルコール依存症医療に要する経費	—	63	—	—	—	63
項目7 建設改良に要する経費(企業債利息支払)	325	64	4	94	—	487
項目8 精神病院運営割高経費	—	623	—	118	—	741
項目9 公的基礎年金拠出金に要する経費	91	41	9	55	4	200
項目10 児童手当に要する経費	—	—	—	—	12	12
〈追加〉緊急雇用創出事業に要する経費	0	—	1	—	—	1
収益的収入 合計	1,547	985	310	753	151	3,744
項目11 建設改良に要する経費	468	182	55	180	—	885
建設改良費(施設整備費、医療機器購入費)	—	—	—	—	—	0
企業債償還金(起債元金支払)	468	182	55	180	—	885
資本的収入 合計	468	182	55	180	—	885
合計	2,015	1,167	365	933	151	4,630

*百万円未満四捨五入のため、合計や差額が合わない場合があります。

※予算との対比のため、税込み決算額を使用しています。

【参考】収益的収入及び支出の予算対比

(単位：百万円)

	H20 決算	H21年度			前年比 H21-H20	H22 当初予算	備考
		当初予算	決算	決算- 当初予算			
①病院事業収益 A+B+C	17,655	17,026	17,710	684	56	17,933	
医業収益 A	13,763	13,140	13,732	592	▲ 31	13,850	
うち入院収益	9,793	9,633	9,785	152	▲ 8	9,959	
うち外来収益	3,642	3,213	3,618	405	▲ 24	3,601	
医業外収益 B	3,891	3,886	3,978	92	87	4,083	
うち繰入金	3,720	3,743	3,744	2	24	3,870	
特別利益 C	0	0	0	0	0	0	
②病院事業費用 D+E+F	18,996	18,994	18,725	▲ 270	▲ 271	19,381	
医業費用 D	17,700	17,895	17,629	▲ 266	▲ 70	18,383	
うち給与費	9,689	10,019	9,697	▲ 322	9	10,224	
うち材料費	3,505	3,281	3,519	237	13	3,546	
うち経費	2,980	3,131	2,950	▲ 181	▲ 30	3,171	
うち減価償却費	1,422	1,374	1,382	8	▲ 40	1,334	
医業外費用 E	1,025	964	960	▲ 4	▲ 65	863	
特別損失 F	271	135	135	0	▲ 136	135	
経常損益 (A+B)-(D+E)	▲ 1,070	▲ 1,833	▲ 879	954	191	▲ 1,313	
当年度純損益 ① - ②	▲ 1,341	▲ 1,968	▲ 1,014	954	327	▲ 1,448	

*百万円未満四捨五入のため、合計や差額が合わない場合があります。

【参考】資本的収入及び支出の予算対比

(単位：百万円)

	H20 決算	H21年度			前年比 H21-H20	H22 当初予算	備考
		当初予算	決算	決算- 当初予算			
③資本的収入	1,959	3,275	3,125	▲ 150	1,166	2,742	
うち企業債	1,143	2,168	2,125	▲ 43	982	1,697	
うち県費負担金	804	819	885	66	81	946	
うち長期借入金	0	188	0	▲ 188	0	0	
④資本的支出	2,603	3,654	3,605	▲ 49	1,002	3,285	
うち建設改良費	494	403	378	▲ 25	▲ 117	1,723	
うち企業債償還金	1,978	3,202	3,199	▲ 2	1,221	1,514	
うち長期借入金 償還金	0	0	0	0	0	0	
資本的収支 ③-④	▲ 644	▲ 379	▲ 480	▲ 101	164	▲ 543	

*百万円未満四捨五入のため、合計や差額が合わない場合があります。

2. 平成22年度の取組について

(1) 「当面の運営方針」による病院経営

平成22年度の各県立病院の運営については、平成21年度における取組を総括した上で、平成22年度にかかる重点取組や目標値等を「当面の運営方針（平成22年度）」として取りまとめ、病院事業を実施しています。

また、県立病院の役割・機能や経営形態等に係る『県立病院改革に関する基本方針』に基づき、県立病院改革を推進していきます。

【各県立病院の主な取組課題】

総合医療センター
① 高度医療の提供や、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療拠点病院などの政策的な役割・機能の発揮に引き続き努めるとともに、臨床研修医の確保や看護実習生の受入れ等の人材確保育成に積極的に取り組みます。
② 期待される多くの機能を十分に発揮するため、看護師の確保・定着に取り組み、稼働病床数の増加を図るとともに、経営収支の改善に努めます。
こころの医療センター
① 県の精神保健福祉行政施策と連携し、精神科救急患者を積極的に受け入れるとともに、ニーズの高いアルコール依存症治療や認知症治療等への対応を強化し、経常収支の均衡に向けて医業収益の確保に努めます。
② 多くの役割、機能を十分に発揮するため、精神保健指定医の充足や看護の専門性の向上などの人材確保育成に取り組みます。
一志病院
① 過疎化、高齢化が進む地域において必要とされる総合的な医療を提供するとともに、一次救急対応、予防医療、在宅医療等に取り組みます。
② 地域医療を担う医師の育成に貢献するため、外来診療や訪問診療等、医療現場をフィールドとした研修医や医学生の研修に取り組みます。
志摩病院
① 地元医師会や他の医療機関、消防、行政機関などとの連携を強化し、地域の救急医療体制の維持に努めます。また、へき地医療拠点病院、災害拠点病院としての役割を果たすと同時に、地域で唯一の精神科、産婦人科の機能の維持に努めます。
② 深刻な医師不足に伴い、診療体制の一部を縮小せざるを得ない状況となっていることから、地域における医療ニーズに対応していくために、診療所や市・町立病院との連携強化を図ります。

(2) 医師確保のための取組

病院事業庁では、各県立病院の役割・機能を発揮し、良質な医療の安定的な提供を行うため、以下の方策により医師確保に取り組んでいます。

1 三重大学との連携強化

- ① 県立病院の役割、機能を明確化し、医師派遣の必要性をアピール

2 三重大学以外からの確保

- ① 県外の大学等への医師派遣要請
- ② 多様な医師募集（ホームページ・斡旋会社・みえ医師バンクの活用など）

3 臨床研修医・シニアレジデント（臨床研修2年修了者）の確保

- ① 処遇の向上（平成16年度から県職員として採用）
- ② 研修環境の整備、改善
 - ・研修スペースの確保、研修備品の充実
 - ・研修指導医の育成（研修、学会参加支援）
- ③ MMC（Mie Medical Complex）卒後臨床研修センター事業への参画

4 処遇の改善、モチベーションの向上

- ① 能力向上・資格取得等の支援
 - ・研究研修費の充実によるモチベーションの向上
- ② 給与などの処遇改善
 - ・業績給の導入（平成17年度より管理職対象）
 - ・諸手当の支給
 - 地域手当を平成19年1月に見直し
 - 初任給調整手当を平成19年4月及び平成21年4月に見直し
 - 特殊勤務手当（精神保健指定医手当）を平成20年1月に創設
 - ・医師公舎の整備等住環境の充実

【表1】 医師の定数現在員の状況

(単位:人)

病院名	定数	現在員	過不足	備考(不足診療科等)
総合医療センター	79	71	▲ 8	循環器科、脳神経外科、眼科等
こころの医療センター	20	16	▲ 4	精神科
一志病院	9	5	▲ 4	内科、外科、整形外科
志摩病院	41	22	▲ 19	内科、循環器科、神経内科、脳神経外科、小児科、産婦人科等
合計	149	114	▲ 35	※シニアレジデントを含む

※平成22年9月1日現在数。ただし、臨床研修医19名(総医16名、志摩3名)を除く

【表2】 医師の現在員の推移

(単位:人)

病院名	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (A)	H22.9.1 (B)	増減 (B-A)	備考
総合医療センター	66	68	68	72	71	▲ 1	
こころの医療センター	15	15	15	15	16	1	
一志病院	4	5	5	5	5	0	
志摩病院	28	30	27	24	22	▲ 2	
合計	113	118	115	116	114	▲ 2	※シニアレジデントを含む

※各年度現在員は4月1日付け。ただし、臨床研修医(平成20年度19名、平成21年度24名、平成22年度19名)を除く。

【表3】 臨床研修医の確保状況

(単位:人)

定数	総合医療センター		志摩病院		(参考)三重大学	
	募集	現員	募集	現員	募集	現員
H20年度採用	12	9	4	2	26	7
H21年度採用	12	9	4	2	26	14
H22年度採用	10	7	3	0	29	17

※医師臨床研修マッチング協議会の行うマッチングを経て、採用した研修医数

(3) 看護師確保のための取組

医師の確保とともに看護師を確保して、より質の高い医療を提供していくため、以下の方策に取り組んでいます。

1 離職防止対策

- ① 職場環境改善
 - ・ヘルパー、事務クランクの配置による業務負担の軽減
 - ・心理カウンセラーのカウンセリング等による精神的負担の軽減
 - ・院内保育所の充実
 - ・実配置数に対応した病棟運営の見直し（病棟機能の再編等）
- ② 看護師としての自己実現の援助
 - ・キャリアラダー（実践能力の段階的修得システム）の実践
 - ・スペシャリスト（専門、認定看護師）活用の拡充
 - ・新人看護職員への技術、メンタル支援（看護研修室の設置）

2 採用活動

- ① 潜在的求職者への門戸開放
 - ・看護師採用試験の年齢制限撤廃
 - ・潜在看護師の再就職を支援するための「再チャレンジ研修」の開催
- ② 看護学生に選ばれる県立病院PR
 - ・就職説明会の実施（各県立病院及び県内看護師養成施設での開催）
 - ・看護実習受け入れ体制の充実（実習指導者の配置等）
 - ・県立病院と県内看護師養成施設との連携強化
 - ・ホームページや就職情報誌など多様な広報媒体の活用
- ③ 県外からの看護師確保
 - ・県外看護師養成施設への訪問及び就職説明会の実施
- ④ 採用機会の拡大
 - ・採用試験の随時実施、分散実施
- ⑤ 看護師修学資金制度の活用
 - ・制度の導入（H18創設、県外大学生及び専門学校生対象）
 - ・制度の拡充（H19県内大学生（県内出身者）に拡大、H21助産師に拡大、H22県内大学生（県外出身者）に拡大、返還免除勤務期間を短縮）
 - ・PRの強化（高校生への説明会等において重点的に広報）
- ⑥ 就職内定者の辞退防止対策
 - ・採用内定者のつどいの開催

【表1】助産師・看護師の定数現在員の状況

*平成22年9月1日現在

病院名	定数	現在員	育休・休職・派遣等	実人員	過不足	充足率(%)
総合医療センター	311	333	16	317	6	101.9%
こころの医療センター	141	141	4	137	△4	97.2%
一志病院	(24) 39	24	2	22	(△2) △17	(91.7%) 56.4%
志摩病院	(159) 191	160	15	145	(△14) △46	(91.2%) 75.9%
合計	(635) 682	658	37	621	(△14) △61	(97.8%) 91.1%

※1 ()内の数値は、一志病院、志摩病院における4月1日付け実配置数を定数と仮定した場合の積算

※2 県立病院経営室に別途2名配置(正規職員1、再任用短時間職員1)

※3 現在員には、市への派遣職員(一志1、志摩7)を含む

※4 総合医療センターの育休・休職・派遣等に、松阪市からの派遣職員1名を含む

【表2】助産師・看護師の離職率の推移

	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	合計
平成16年度	14.2%	7.9%	2.7%	5.5%	9.7%
平成17年度	10.0%	7.4%	2.6%	6.5%	8.0%
平成18年度	13.9%	4.3%	17.7%	13.1%	11.8%
平成19年度	11.3%	7.1%	16.3%	2.9%	8.2%
平成20年度	11.0%	5.1%	12.2%	10.3%	9.6%
平成21年度	8.3%	5.1%	12.2%	10.3%	8.3%

【表3】平成21年度退職者の退職理由

主な退職理由	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	合計
結婚・出産・育児	11人	0人	0人	2人	13人
本人・家族の健康問題	0人	1人	0人	0人	1人
転職	5人	3人	1人	2人	11人
定年・勲奨退職	4人	1人	0人	10人	15人
その他(稱名、配偶者の転勤、進学等)	6人	2人	2人	2人	12人
合計	26人	7人	3人	16人	52人

【表4】助産師・看護師の新規採用者数の推移

	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	合計
平成17年度	35人	10人	4人	13人	62人
平成18年度	26人	14人	2人	8人	50人
平成19年度	34人	7人	0人	18人	59人
平成20年度	44人	6人	1人	7人	58人
平成21年度	53人	8人	0人	11人	72人
平成22年度 ※	38人	8人	1人	8人	55人

※再任用職員は除く。また、平成22年度新規採用者数の算出期間は、4月1日から9月1日まで。

3 過年度医業未収金対策について

(1) 過年度医業未収金の状況

患者自己負担に係る過年度医業未収金については、平成22年 3月31日現在、4病院あわせて 1億8,854万5,589円と、昨年度より1,730万9,664円減少しました。

(対前年度比91.6%)

なお、平成21年度中に回収した過年度医業未収金額は、2,105万4,257円となっています。

過年度医業未収金の事由別分類

(単位：件、円)

分類	件数	割合	金額	割合
分納中	289	30.1%	62,232,235	33.0%
交通事故の保険金未払により現時点では回収が不可能	2	0.2%	750,160	0.4%
本人の死亡、行方不明、その他の理由で回収が不可能	57	5.9%	7,466,100	4.0%
生活保護、自己破産等で支払能力がないことが明らか	45	4.7%	4,034,425	2.1%
法的措置を実施したもの	272	28.4%	57,752,112	30.6%
その他	294	30.7%	56,310,557	29.9%
計	959	100.0%	188,545,589	100.0%

(2) 過年度医業未収金対策

特に回収困難な債権については、本庁（県立病院経営室）主体で行う法的措置および弁護士法人への回収業務委託等により主に対応し、病院現場の限りある人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の抑制に努めています。

① 発生防止対策

患者への早期相談の呼びかけや公費負担制度の説明と申請のサポートを行うとともに、各部署の連携強化と情報の共有化を図り、発生防止に努めています。

② 回収対策

ア 保証人を含めた督促の強化

債務者とともに連帯保証人にも文書及び電話による督促を継続的に行います。なお、理由なく支払わない債務者に対しては速やかに法的措置に移行しています。

イ 法的措置

平成14年度に自治体病院で初めて少額訴訟を実施し、平成16年度には、新たに支払督促制度を導入し、各病院での取組強化を図りました。

なお、平成21年度の法的措置件数は、86件となっています。

ウ 弁護士法人への回収業務委託

法的措置を実施しても回収できない債権について、平成19年度から弁護士法人へ管理回収業務を委託しています。

なお、平成21年度の弁護士法人への回収業務委託件数は、132件です。